

第 29 回仙台市福祉有償運送運営協議会 議事録

日 時 令和 7 年 9 月 8 日（月） 16:00～17:30

場 所 EARTHBLUE 仙台勾当台 8 階 第 3 会議室

出席者 【出席委員】

泊尚志 会長、渡邊礼子 委員、高平賢 委員、齋藤哲也 委員、
渡邊純一 委員、関澤京子 委員、水野直子 委員

【申請団体（新規）】

NPO 法人 to Rights 幸谷氏、佐藤氏、高橋（宏）氏、高橋（友）氏

【事務局】

健康福祉局地域福祉部社会課

高橋藤吾課長、鈴木主幹兼管理係長、同係工藤、同係澤田、同係守屋

次 第

- 1 開会 会長あいさつ
- 2 議事録署名人の指名
- 3 協議
 - ・福祉有償運送新規登録申請について
- NPO 法人 to Rights
- 4 報告事項
- 5 その他
- 6 閉会

議事録

1 開会

事務局より委員就任の御礼、協議会成立の報告、続けて、出席委員の紹介。

あいさつ

泊会長より挨拶。

2 議事録署名人の指名

泊会長が高平委員を指名。委員了承。

3 協議

- ・ 新規登録申請について（NPO 法人 to Rights）

○申請団体

申請団体の NPO 法人 to Rights の自己紹介。

佐藤理事より参加者の紹介

○事務局

資料 2 の協議事項(1)必要性の判断、(2)運送の区域、(3)旅客から収受する対価、(4)運送を必要とする旅客の範囲について、資料 2、資料 3、資料 4、資料 5 及び車両について画像をお見せしながらご説明。

実際の運用については事務局が聞き取りをした内容について以下の通りご説明。

(1) 実施主体

NPO 法人 to Rights である。

単独ではなかなかできない部分もあるため、TAKUMI マネジメントのグループで仕事をしていく。(会社概要資料に記載の関連会社をご紹介)

(2) 営業時間等の想定について

ドライバーのほか、ヘルパーと看護師が乗るという体制の運用を考えている都合上、ヘルパーと看護師の勤務時間に合わせて設定する予定である。そのため、協業する総合福祉施設の営業時間に合わせて、月曜日～金曜日（平日）の 8:30～17:30 程度の営業を想定している。深夜帯や祝祭日の営業は想定していない。

(3) 時間制の運用について

当初いただいた資料では、5 分 420 円という値段設定をされていたが、5 分単位は運輸局の資料で 5 分単位の金額で表記されていたためそれを参考にしたとのこと。時間の切れ目の考え方が難しいことや仙台市のタクシーとの対比についてお話をさせていただいたところ、30 分単位で値段を設定しても全然構わないとのこと。そのため、420 円×6＝2,520 円となるが端数カットで、30 分 2,500 円くらいが適切かと考える。差し替えの資料 4 のとおり、タクシー料金と比較すると、約 78%の金額となっている。

(4) 契約時間について

運用としては、30分単位で、例えば10時から14時のように4時間、或いは○時間30分という単位で契約をするとのこと。(10～14時で契約した場合)お客様乗車のため10時に西多賀病院にて待機し、そこから乗車作業・介護に着手し、目的地へお運びする。例えば買い物支援の場合、ヘルパーが同乗し、車椅子を押すなどの介助を行い、用事が済み次第、利用者を再び乗車作業・介護を行い、その後病院へ戻る。利用者の降車を含めサービスが終了するのは14時頃を想定している。

ドライバーは買い物中なども車で待機している形になるため、通常のタクシーの貸切と同じように金額を積み上げていく運営を考えている。

(5) その他料金について

運賃としてはその30分2,500円にプラスするものはない。

その他も、ヘルパーと看護師についてはどうかというところだが、ヘルパーについては患者の負担はなし。

看護師については、保険適用の対象となるのは西多賀病院に勤務する看護師のみである。このため、本事業では事業者の関連福祉施設で雇用または契約している看護師を同乗させることとなり、費用は30分当たり2,500円から5,000円を負担いただく想定とのこと。運賃においてその他の追加費用は発生しないが、今回の1級・2級の方が外出する際に必須となる看護師の費用については、別途必要となる。

(6) 名簿に記載の利用者について

20名は筋ジストロフィーやパーキンソン病などで移動が困難という状態で、それ以外の体の障害がより軽い方については拡大していかないつもりであると、現状そのように伺っている。

○泊会長

事務局の説明に対してご意見、ご質問はあるか。

○高平委員

何点か聞きたいことがある。

たとえば今回の申請の目的、患者様がどのような目的でこういった車両を使用したいと考え申請をしたのか。買い物、散歩、一次帰宅など内容を教えてほしい。

○事務局

近所の買い物もあるしお墓参りもあるし多様だと聞いている。

○to Rights (佐藤氏)

多様なかたちにお応えできればと考えている。

サービスを受けられる方は、病棟で長く暮らされている方が多く、自由が利かずなかなか外に出れ

ない方が多い。筋ジストロフィーの方など、看護の中での専門性が高い方が多いため、なんらかの支援に力を入れたい。支援があれば、私たちと同じように外に出たいという思いを持たれている方は少なくない。私共がいないと外に出られないのであれば、それをかなえたい。

（病気が）進行していて、最期にお墓参りがしたい方や、最後に一度でいいから好きなバンドのコンサートに行きたいなど、願いをかなえたい。

他にも映画を見たいなど私たちがやりたいことが自然とできない人に対し、小さなことから幅広く対応できるサービスを行いたい。

○高平委員

それは、介護タクシー・福祉タクシーでは現状、できないというとらえ方でよいのか。

○to Rights（佐藤氏）

現状では困難がある。難病の方は特性がある。例えば、人工呼吸器をつけている方は専門的な医療知識が必要。医療行為ができるのは看護師のみ、その中でも人工呼吸器を取り扱える看護師は限られる。それを踏まえると、専門的なチームを作らない限り実現ができないと考える。

○高平委員

今回は1台の車両に対し、ヘルパー・看護師・運転者と1人に対し3名体制とのことかと思うが、今20名のお客様を想定されていると思う。1日に1〜2名しか運行できないかと思うが、とりあえずスタートしたいということなのか、軌道に乗ってきたときにもう1台、2台と考えているのか。

○to Rights（佐藤氏）

現状は1台が必要範囲内なのかなと考える。看護師・介護士の体制を踏まえると、拡大より安全にサービスを提供するために1台体制が今考えられる範囲内と考えている。

○泊会長

いま議論があった内容に関連することで質疑あるか。

○関澤委員

説明の中でもあったが、福祉施設の利用のためというより、自由外出を目的とした移動を支援されるのか。月何回くらいの移動を想定しているか。

○to Rights（佐藤氏）

目標としては、稼働は最大限でやりたい。午前・午後で取ればよい。看護師の勤務体系を考えると月20日ほどを検討。最大の目標は40回。病院や専門職との調整も必要。

○高平委員

車両がナースケア東北さん所有とのことか、それは無償提供なのか料金がかかるのか。名義や事

故責任の所在はどうか。

○to Rights（佐藤氏）

現状はスタート段階なので、事業の出だしはお金をかけずに無償でと考えている。責任の所在は、車両の保険等に関しては今後 to Rights への移行も制度を踏まえながら考える

○泊会長

安全管理等に対しては（５）その他必要な措置で改めてご説明いただく。
その他、ご質問ご意見あるか。

○渡邊（礼）委員

お墓参りとかの話があったが、（名簿に）仙台市外の住所の人が見られる。お墓が仙台市外にあることが想定されるが問題ないか。

○事務局

発着地のいずれかが仙台であればよい。

○高平委員

一時帰宅については、片道運行料金を取るのか、西多賀病院まで戻る分も含めるのかどうか。

○to Rights（高橋（友）氏）

現状は往復運行で考えている。時間は、西多賀病院出発し、自宅に伺い介護を行い、西多賀病院まで送るまでの往復を想定している。

○高平委員

反対ではなく、ぜひという思いもあるため、業界として議論をしたくご質問させていただく。

利用者名簿について、確実にこの名簿の人だけが利用しているということをチェックする方法はどう考えているか。（２年に１回確認するので、それも踏まえての質問。）

過去の例で、運行が始まって慣れてくると、車両が空いているから他のお客様を乗せてしまうという例があった。つまり、タクシー運賃より安い料金で乗車させたという事例があったためお伺いする。

○to Rights（高橋（友）氏）

基本的には確認の手段がないということは仙台市ともやりとりしていて、信じてもらうしかないのが一番にあるところ。

基本的には名簿に載っている人しか考えていないのが正直なところ。西多賀病院から発注が来るのは、職員の窓口（相談室・療育指導室）からの要請と想定、個人からの注文はお受しないと考えている。

○高平委員

西多賀病院から発注が来るということは、西多賀病院もこの運行に関わってくる1つの団体になるのではないか。認可するにあたっては、西多賀病院も関係組織・団体、受付として入るのではと思うのだがどうか。

○to Rights（佐藤氏）

病院で入院されている難病の患者は自分でやり取りが難しい。その中で、出かけたいとなったときに、専門的なサービスが必要。病院の中でご本人の代理という形で西多賀病院が動く形になるのかと思う。人工呼吸器などされていて、電話などが難しい方が多いため、間に入る代理の方が必要になり、関わってくることになる。

○泊会長

この件はクリアにする必要がある。関澤委員、どう考えるか。

○関澤委員

運営体制としては、運送者は to Rights さん、西多賀病院は運送を申込方の代理なので、申し込む側という位置づけであれば、申請上の体制には入らないと考える。

○泊会長

運賃の収受はどうなるか。

○to Rights（高橋（友）氏）

支払方法は、最終的には本人へ請求。当日支払いしてもらえたらよいが、難しい場合は後日でもよい。振込でもよい。

○泊会長

利用者が個人で直接利用料を払う、でよいか。

○to Rights（高橋（友）氏）

本人が支払うでよい。財布を開けたりするのが難しければ、病院の担当にお願いすることもある。

○渡邊（礼）委員

治療費と一緒に支払うという可能性はあるか。合算して月いくらという風に。

○to Rights（佐藤氏）

別々という形になる。運賃は to Rights から請求書を発行し、付き添い看護師はナースケア東北から請求書を発行。

○高平委員

ヘルパーまたは看護師の同乗について、看護師は別料金かかってきて、ヘルパーは無償なのか。別なのか。明確な線引きをしてほしい。

○Oto Rights（佐藤氏）

利用者さんの負担としては総合支援法の中の負担になり、費用は掛からない。

○高平委員

今回の有償運送の部分と看護師やヘルパーの料金をある程度クリア・明確にしないと、ガチャっとなったときに我々からするとどこまでが運賃で、どこまでが看護師料金、どこまでがヘルパー料金かわからないため、なんらか示す必要になってくると考える。

○泊会長

高平委員から先ほどありました旅客名簿以外の使用がないかについて。

運送は1日数回とこのことのため、記録・管理はそこまで難しくない。そもそも記録をする必要があるので、どなたがどのように利用したかを明確に記録できれば、ご報告の時点では問題ない、確認ができると考える。

○泊会長

その他質問等なければ、協議事項（1）～（4）についてはよろしいでしょうか。

○各委員

了承。

○泊会長

協議事項（1）～（4）の議論についてはここまでとして、協議事項（5）その他必要と認められる措置について事務局からご説明をお願いしたい。

○事務局

協議事項（5）その他必要と認められる措置について、資料1に基づき説明。

○泊会長

ただ今の説明について何かご質問、ご意見はあるか。

○高平委員

運輸局さんへ質問ですが、使用者は車両の使用承諾書があればいいのか。

あと、保険の車両使用者と所有者の違いがあって現場で万が一なにかがあったときも、使用承諾書

があれば有効ということか。

○関澤委員

使用権限が運送者にあることとあるため、使用権限上で車検証が to Rights であることは求めている。使用承諾書を確認させていただく。名義人がだれかということではない。

保険証の証書が対象の車両ではないのでは。

○事務局

保険証書については、2 つが 1 個のセットになっていて、2 面の下にあるハイエースが対象である。

○to Rights (佐藤氏)

会社で使用している車をすべて保険会社により一括で保険に入っているため。

○渡邊（礼）委員

苦情処理体制についてどのような体制にするのか教えてほしい。

○to Rights (佐藤氏)

苦情体制については社内に担当者を配置し、電話、メールでの受付体制をとる。

○渡邊（礼）委員

担当者を置くということか。その他に第三者委員は置かないのか。

○to Rights (佐藤氏)

現状では考えていないが、もし必要ということであれば検討する。

○事務局

（福祉有償運送事業者登録の）要件としては、必要であるとの明記はなかったと思う。

○渡邊（礼）委員

皆さん、障害を持った方なので言いたくても言えない方がいるため、きちんと相談ができる場があるか確認をしたかった。

○関澤委員

確認だが、車両について車椅子は 2 基乗るが、基本は車椅子利用者が 1 人に対し、ヘルパーなど付き添いの方という認識か。運送を必要とする方が複数人同時に乗車することは想定していないということでしょうか。

○to Rights (佐藤氏)

現況はお一人お一人で、そこに介護士と看護師にというケアで考えている。

ただもし友人と一緒に出かけたいなどの要望があれば、この先考えていってもいいのかと思っている。

○泊会長

今の点について、私の解釈ですと、利用者側から一緒に行きたいという希望があればおそらく問題はないが、運行（to Rights）側からそういう場合には対応しますと話してしまうと意味が変わってきて、いわゆる乗り合いになってしまう。（運行側からの）提案はなしということになる。あくまで利用者側のニーズにこたえることのみ。

○to Rights（高橋（友）氏）

希望があれば複数乗車でも問題ないのか。

○泊会長

例えば家族等での通常のタクシー利用を想定した場合、複数の人数でタクシーに乗ることは問題ない。

ただ、タクシードライバーの方から、一緒の方向に行くなら一緒に乗ったらどうかというオファーは乗り合いになるためルール上できない。そこははっきり分ける必要がある。

○to Rights（高橋（友）氏）

病院の利用者から、街中のジャズフェスに友達と行きたいと、介護タクシーでは車椅子 2 台乗れな
る車が少ない。2 台乗れるならお願いできないかとのお話が出たことがある。ただ、複数乗車はなにや
ら難しいみたいだよという話をしていた。先方の希望で動く分には問題ないという認識でよいのか。

○関澤委員

基本的に運送が必要とするのは、名簿に登録されている方なので、名簿に登録されている方が複数
乗ることを複数乗車とするのかどうかだと思うが、複数乗車が問題になるのは運賃の取り方になる。
運送の対価は、1 回の運送に対しいただく料金になり、それぞれから 30 分あたり 2,500 円取ってしま
うと、1 回の運賃に対し、タクシー運賃の 8 割を超えてしまいますから、乗り合わせをする際にどのよ
うに運送の対価がとるかをあらかじめ決めておく必要がある。

○to Rights（高橋（友）氏）

割り勘などの本人たちのやり取りがあればいいのか。

○関澤委員

割り勘にするということに乗る人側で決めてもらえるのであればよい。

○泊会長

同乗するのは、名簿に記載の方に限られるということであり、それ以外の方の乗車は今は想定していないということよろしいか。

○to Rights（高橋（友）氏）

よい。

○泊会長

事業について確認させていただきたい。

事業として用意されるスタッフと、同乗する看護師がいるのが前提かと思うが、昨今の担い手不足で看護師の確保が難しくなっている中で事業の継続性について見通しがあれば教えてほしい。

○to Rights（佐藤氏）

事業見通しについて、先行きとなるとその都度都度わからないこともある。ただ現況でいうと、今回は神経難病の方がいらっしゃるが、ナースケア東北に訪問看護ステーション、TAKUMI マネジメントに難病の方の支援施設があり、専門看護師が 50 名強いる。そこで対応できないことは想定しない。ただ、先のことは想定できないため看護師の採用・配置を継続的に、また一度認可をいただいたらサービスを継続しなければいけないためしっかり検討する。

○泊会長

様式 7 運行管理・整備管理の体制、責任者の就任予定名簿について市役所担当に確認。

乗車定員 11 人以上～については、今回はそれにあたらないため必要なものはないという認識でよいのか。

○事務局

その理解です。

○泊会長

その場合に、運行管理の中身、どのような条件を備えているか、安全面で担保される内容を確認させてほしい。

○事務局

現状ほかの資料はない。

○泊会長

もしよろしければ、事業者より運行管理での安全管理の実施内容について補足していただけないか。

○to Rights（高橋（宏）氏）

アルコール検知器の使用、一般的な体調確認。

○泊会長

運行管理上、何か参照されているものがあるか。

何に基づいて運行管理をするのか、自ら組み立てているのか、何か参照しているものがあるか。

○to Rights（高橋（宏）氏）

施行規則第 51 条 22 項関係の安全な運行のための確認等及び業務記録の第二号を参考にしている。

○泊会長

その他、何かご質問、ご意見はあるか。

○各委員

質問、意見なし。了承。

○泊会長

それでは、NP0 法人 to Rights の新規登録申請について、仙台市福祉有償運送運営協議会での協議が調ったということによろしいか。

○高平委員

先ほど申し上げたとおり、基本的には賛成で頑張っていただきたい気持ちがあるが、ヘルパーや看護師の料金であったり、お客様の代理としての西多賀病院さんという形で問題はないというもの、もし承認するのであればそういったところの今書かれていない部分のある程度線引き・明記をしていただいてからわたくしは承認したいと考えている。

○事務局

ただいまご意見いただいた内容について、申請者と協議をし資料を整えていきたい。このほかの指摘やご確認いただいたことは書面で整えたいと思っているが、再度協議を開催するか、後ほど書面を確認いただき了承いただくかたちにするか検討いただきたい。

○泊会長

協議が整っていない点について、まだクリアになっていないことや、何を整えなければいけないかを整理していただき、それらについての再度の確認を行っていただくという流れで考えていただきたい。

それでは改めまして、先ほどの件について協議が整っていない状況ということによろしいでしょうか。

○各委員

了承。

○事務局

今委員の先生方からいただいたご意見と確認しなければいけない事項についてまとめ、議事録署名員の方へ議事録として固めたうえで、問題点を抽出し、そちらについて to Rights さんに回答をいただき、to Rights さんの回答が出揃う時期を見越して、また日程調整をし、次の協議会で協議を行うという段取りとさせていただく。

To Rights 退出。

4 報告事項

○事務局

資料5にて令和6年度の実績報告の説明。

5 その他

○事務局

資料6にて事故報告の説明。

○泊会長

事務局の報告について、ご意見、ご質問などあるか。

○泊会長

軽微な事故について再発防止、振り返り等あるか。

○事務局

事故を報告いただく際、報告書へ再発防止策を都度記載してもらっている。

事故があまりにも多い場合は事務局から声がけすることもある。今年度また起きた場合にはお声がけしたいと考えている。

○泊会長

そのほかにご意見ご質問はないか。

5 その他

なし。

6 閉会

○泊会長

本日の協議会はこれで終了とする。事務局に司会をお返しする。

○事務局

委員の皆様、長時間のご協議ありがとうございました。以上をもちまして第 29 回福祉有償運送運営協議会を終了とする。